ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
［項を削る。］		
［項を削る。］		
［略］		

ハ　対象となる者　平成二十九年九月七日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

ロ　イ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［同上］		
株式会社グローバル・キャスト	埼玉県所沢市北秋津七百九十三番地の五	建築大工
株式会社原	埼玉県川越市畳田町二丁目十二番地七	塗装
［同上］		

ハ　対象となる者　平成二十六年八月十三日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

備考　表中の［　］の記載は注記である。

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３０５号
仙台市青葉区上杉２丁目４番８―315号
債務者　熊谷　嘉朗
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３２４号
宮城県塩竈市藤倉１丁目１番35号
債務者　小林　真弓
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５２９号
仙台市青葉区錦ケ丘６丁目14番地の４
債務者　齊藤　拓也
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２８号
千葉県市原市西国吉1666番地28、申立時の住所千葉県勝浦市新官1435番地12
債務者　吉岡　裕二
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
千葉県勝浦市大森266番地１
債務者　鏑木　利夫
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
千葉県茂原市茂原123番地１（サンパレス茂原213号）
債務者　棚木　修一
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
千葉県茂原市東部台３丁目20番地１（エスポワールＡＳＯＩ―202）
債務者　芋田　幸範
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
千葉県茂原市本納3200番地102
債務者　半田　信夫
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
千葉県茂原市緑町14番地４（メゾン伊瀬知202号）
債務者　渡邉えつ子
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
千葉県茂原市長谷646番地（市営住宅３号棟６号室）
債務者　渡辺　早香
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第２０１号
岐阜県山県市高富368番地82
債務者　ＯＫ　ＳＥＲＶＩＣＥこと　長屋　聖美
1　決定年月日時　平成29年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月23日まで
岐阜地方裁判所